

## 沖縄返還密約とは

1972年の沖縄返還の裏には驚くべき「密約」が存在していた。それは1971年に日米間で締結された沖縄返還協定の見返りに、本来米国側が負担すべき原状回復補償費400万ドルを、日本政府がアメリカ政府に秘密裏に支払うというものであった。そして西山太吉記者（当時毎日新聞政治部）が、その存在を示す文書を外務省の女性職員から入手し、解説記事のなかでこれに触れ、さらに社会党の横路孝弘衆院議員に渡した。横路議員は電文をかざして政府を追及したものの、政府は密約の存在を全面否定する一方、西山記者と女性事務官を外務省の機密文書を漏えいしたとして、国家公務員法（守秘義務）違反の疑いで訴追した。

当初メディアは、西山記者を起訴した日本政府を非難し、西山記者を擁護していた。しかし、事務官との個人的関係が起訴状に明記されると、報道の焦点は「沖縄密約」から「機密漏えい」へと変化した。そして本来の「密約の隠蔽」「政府の報道への干渉」という問題は棚上げされた。

西山記者は一審では無罪だったが、高裁で逆転有罪となった。西山記者は最高裁に上告したが、最高裁は上告を棄却し、西山記者に懲役4月執行猶予1年、女性事務官に懲役6月執行猶予1年の有罪が確定した。

しかし、2000年5月以降、我部政明琉球大学教授が、密約を裏付ける米国公文書を発見した。また、2006年2月には当時の沖縄返還交渉の日本側の最高責任者であった吉野文六元外務省アメリカ局長が、北海道新聞のインタビューに応じて密約を認める発言をした。現在、「密約」の存在は周知の事実であるが、日本政府は未だその存在を否定し続けている。

2005年4月、西山氏は国家賠償請求訴訟を提訴し、米国の公文書や外務省元局長の証言から「密約」の存在が明らかになったと主張したが、1審・東京地裁判決、2審・東京高裁判決は「密約」の存在の有無は判断せず、「不法行為から20年が過ぎれば損害賠償請求権は消滅する」という民法724条の規定を適用し、除斥期間を理由に訴えを退けた。そして、2008年9月2日、西山氏の上告を棄却する決定が最高裁で下され判決が確定した。しかし西山氏は、09年1月末には、再び日本政府に密約開示を求める提訴を行うことを表明している。

その他に、「そんな密約はなかった」と否定し続けている政府に対して、ジャーナリストの原寿雄さん、作家の澤地久枝さん、憲法研究者の奥平康弘さんら63人が、日米政府の「密約」を記した日本側文書を公表するよう外務省と財務省に対して情報公開法に基づき請求したが、却下された。

## パネリスト略歴

### 西山太吉さん



1931年、山口県に生まれる。毎日新聞社の政治部記者として、首相官邸、自民党、外務省などを担当。沖縄の施政権返還時の日米間の密約について取材活動をする。

1972年、密約取材の際の国家公務員法違反の容疑で外務省の女性事務官に続いて逮捕される。一審では無罪（女性事務官は有罪）。判決後は、毎日新聞社を退社し、福岡の西山青果株式会社に勤務する。しかし、二審で有罪。1978年の最高裁で有罪が確定。2005年には国に謝罪と損害賠償を求めて提訴したが、08年9月に敗訴が確定。

著書に『沖縄密約 - 「情報犯罪」と日米同盟』（岩波新書、2007）

### 藤森克美さん



1945年生まれ。静岡県弁護士会に所属。1998年から2000年まで日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長を務めた。モットーは「聖域への挑戦」。

藤森弁護士は西山さんがパネリストを務めたシンポジウムを傍聴し、その後、藤森弁護士が西山さんに手紙で国賠訴訟を勧めた。以来、西山氏とともに国賠訴訟を闘う。